厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
兵庫	（略）	（略）	（略）
	伊丹	伊丹市	伊丹市、川西市、三田市、丹波篠山市、川辺郡
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
兵庫	（略）	（略）	（略）
	柏原（篠山）	丹波市（丹波篠山市）	丹波篠山市、丹波市
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
兵庫	（略）	（略）	（略）
	伊丹	伊丹市	伊丹市、川西市、三田市、篠山市、川辺郡
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
兵庫	（略）	（略）	（略）
	柏原（篠山）	丹波市（篠山市）	篠山市、丹波市
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第九号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月七日

環境大臣　小泉進次郎